

警察の犯罪統計作成におけるモラルハザードについて

松川 太一郎

The moral hazard affecting accuracy of crime statistics

Taichiro MATSUKAWA

Abstract

This paper analyzes the moral hazard in police detectives which affects the accuracy of crime statistics. It concludes that the moral hazard is characterized as follows. The investigation method employed by police detectives is mainly based on the modus operandi of the suspect. As a result, when offenses have similar modus operandi, they are assumed to have been committed by the same suspect, and thus treated as a group of offences in the investigation. When this consciousness dominates the minds of detectives processing data for compiling crime statistics, it tends to lead them to miscount the pre-investigation offenses with similar modus operandi as the same single offense. However these offences *statistically* should be treated as separate cases owing to no identification of suspects and distance between scenes. This moral hazard is a factor in producing numbers of offenses smaller than those which would have otherwise been compiled.

キーワード：1. モラルハザード, 2. 刑法犯認知件数, 3. 業務統計, 4. 統計の正確性

Key Words：1. moral hazard, 2. crime statistics, 3. statistics compiled by processing the administrative records within the agency, 4. the accuracy of statistics

日本語要旨

本論文は、犯罪統計の正確性に影響する、刑事警察官のモラルハザードを分析する。それは結論として、モラルハザードを次のように特徴づける。刑事警察官の犯罪捜査方法は主に被疑者の犯罪手口に基づいている。そのため、複数の犯罪事件が手口の点で相互に類似している時、それらの犯罪事件はそのような手口を持つ同一犯によるものと推測され、犯罪捜査においては同一犯による一つの犯罪事件グループとしてまとめて扱われる。このような意識が、刑事警察官の精神状態を、彼らが犯罪統計を作成するためのデータ編集業務の最中でさえ支配する時、その支配された精神状態は刑事警察官に、手口の類似した捜査前の複数の事件を一つの事件として誤って計数させる傾向がある。なぜなら、そのような諸事件が同一犯によるものとして推測されているからである。そうであっても、そのような複数の事件は、統計上は、被疑者が確認されていないことと犯罪現場が空間的に分離していることによって、別個の事件として数えられなければならないのである。このようなモラルハザードが、犯罪件数を、統計上別個とされるべき諸事件をそのようなものとして扱うことによって作成された件数よりも小さくする要因なのである。

はじめに

本論文でのモラルハザードという用語は、単なる倫理の欠如という意味ではない。ここでのモラルハザードとは、警察官の捜査員としての職務倫理に刑法犯認知件数統計の正確性を毀損する起因源として機能する性質が伴うことを示す、逆説的な概念である。このモラルハザードが統計の正確性を毀損する過程は次のようであろう。すなわち、警察官は捜査員としての職務倫理で占められた職業的義務感を心理的契機として犯罪統計業務にあたるので、捜査方法上の意識が犯罪統計業務遂行時の意識にも継続してしまうことにより、統計上の基準が逸脱されて統計の正確性が毀損されてしまう、という形態である。このような過程を論証して、犯罪統計作成におけるモラルハザードを解明することが、本論文の課題である。そして、この解明を踏まえて、警察の犯罪統計作成に対して統計政策上の提言をする。

I. 問題の所在

愛知県警察が刑法犯認知件数を少なく計上した、という二つの報道記事がある。それぞれの全文を引用する。なお下線、番号および太字体での表記は筆者による。

<毎日新聞2011年5月16日中部夕刊付記事>

愛知県警：刑法犯件数を過少発表「解釈ミス」100件以上

愛知県警刑事総務課は16日、岡崎署や春日井署など計8署で刑法犯認知件数の解釈に誤りがあり、認知件数を実際よりも少なく集計していたと発表した。チェックした1～3月だけでも、少なくとも100件の誤りがあった。10カ所の車上荒らしを「まとめて1件」と集計していたケースもあった。4月の巡回指導で誤りが見つかったとしている。

同課によると、刑法犯の統計では、犯罪統計細則で「同一罪種に属し、犯意及び結果に単一性が認められる場合」は1件とすると定められている。県警によると、問題があったケースは、いずれもこの細則についての解釈の誤りだった^①という。

10カ所で発生した車上荒らしでは、9カ所は同じ駐車場内だったが、残り1カ所は数キロ離れた場所で起きており、認知件数2件とするところを1件としていた。^②同課は「いずれも解釈ミスで、故意性は認められなかった」と説明している。【高木香奈、沢田勇】¹

<共同通信2011年5月16日付記事>

刑法犯認知件数、少なく計上 愛知県警が8署に是正指導

愛知県警の8署で、窃盗事件などの刑法犯認知件数を少なく計上したケースがあり、県警が是正するよう指導していたことが16日、県警への取材で分かった。

県警によると「犯罪統計細則」に基づき、条件によっては、複数の犯罪を1件と包括できる。県警が4月、被害届と比較し認知件数が大幅に少ない16署を抽出したところ、8署で問題が見つかった。

1 毎日新聞 2011年5月16日 中部夕刊。

これまでの運用では同じ駐車場で複数の車上荒らしがあった場合、同一犯の可能性が高いとして1件として計上できる^③が、数キロ離れた車上荒らしまで含めていたケースなどが見つかったという。県警は「意図的ではなく、統計上のミス」と説明している。²

これらの記事を読む限りでは、とりわけ下線部②を見ると、統計作成における犯罪件数の認識に対して、非常識の感を抱かざるを得ない。通常感覚なら、数キロ離れた犯罪をまとめて一件と数えることはないだろう。しかし、この種の「統計上のミス」について県警が「故意性は認められなかった」と説明していることを考慮すると、さらに奇妙な感じにとらわれてくる。つまり、人は故意なく非常識な行為を続けるものだろうか、ということである。むしろ、考えられるのは、故意がなければ行為は常識的になされる、ということではないだろうか。そうであるならば、この種の「統計上のミス」で従われた常識的なものとは一体何だろうか。その考察が本論文の勘所である。

なお、報道で認知件数の過大計上誤差が触れられていないことが訝られよう。過大計上誤差の発生は後述するように、犯罪統計作成の情報通信インフラである電算組織システムに内蔵された審査機能の運用により防止されている。こうした電算機のデータ処理機能を活用した解決策が見出されている以上、過大計上誤差をもたらしうる人的要因を考察することは無意味である。従って、このような要因の考察は本論文から除外する。

II. 「統計上のミス」発生の統計基準的基礎

さて、認知件数の作成過程について、個別的犯罪情報を犯罪統計へと集計する行程の組織的で技術的な側面を、警察庁の訓令である「犯罪統計細則」（以下「細則」と略称）により確認しよう。「細則」によると、刑法犯に関する事件が都道府県警察により認知されたら、当該事件を最初に取り扱った警察官によって犯罪統計原票のうち刑法犯認知票が作成され、審査を経て、電子計算組織を通じて警察庁に報告され、集計される。

この過程では、警察により認知された犯罪が、「細則」第6条の「犯罪件数の決定基準」によって、原則的には被疑者の行為数によって統計上の犯罪件数として計数される。とはいえ、車上荒らしという類の犯罪を警察が認知するのは被害届の受理による場合が多々であろうが、届を受理する段階では警察の捜査活動は開始前であるから、届出された事件を特定の被疑者に帰属させることはできない状況である。そのため、「細則」第6条は第2項で、「被疑者の行為数を知ることができないとき」の犯罪件数の決定基準を規定している。それは、「被害届の数その他認知をした事件の数によって犯罪の件数を定めるものとする。」ということである。この犯罪件数の決定基準には、都道府県警察による運用の余地があり、それは次の事情に見い出される。この第2項で、「被害届の数」と「その他認知をした事件の数」は「その他」という文言で接続されているが、その意味は、条文の読み方に従うと、並列の関係である。³ そのため、

2 共同通信が2011年5月16日13:25に「47NEWS」のウェブサイト上で報道した記事。

3 法制執務用語研究会（2012）p.37。「……『その他』は、その前後の語句を並列の関係で並べる場合に用いられます。」

どちらかが優先される関係ではない。ここで「認知をした事件の数」の「認知」とは、「細則」第2条第4号で次のように定義されている。「犯罪について、被害の届出若しくは告訴・告発を受理し、犯罪捜査規範〔中略〕による事件の移送〔中略〕を受け、又はその他の端緒によりその発生を確認することをいう。」すなわち、捜査の端緒⁴により、警察が犯罪の発生を確認した数のことである。従って、被害届が受理された諸事件の集合に限ると、統計上の犯罪件数は被害届の総数に等しいとは限らず、それらの被害届により警察が「発生を確認した事件の数」である。この「確認」の仕方が、犯罪件数の実質的な決定基準ということになる。しかし、この「確認」の仕方まで、「細則」は規定していない。その規定は、「細則」の都道府県警察による運用に任されているといえよう。以上まとめると、「細則」に従い、犯罪の行為者が特定されない状況下で、その行為数が不明のため「認知をした事件の数」により犯罪件数が決定される場合、犯罪件数の決定基準に都道府県警察の運用の余地がある、ということである。

こうした運用余地の下で愛知県警察が用いる犯罪件数の決定基準は、共同通信の記事の下線部③によると、「同じ駐車場で複数の車上荒らしがあった場合、同一犯の可能性が高いとして1件として計上できる」という包括一件の基準である。この基準が適用される場合、被害届の数に対して認知件数が少なくなるのは当然であり、それ自体は統計作成上のミスではない。⁵

さて、報道された認知件数の過少計上の技術的要素は二つある。第一に、包括一件の基準が適用される諸事件の空間的範囲の拡大解釈である。第二に、この拡大解釈が刑法犯認知票の審査過程で不問とされたということである。以上の結果が、刑法犯の認知件数の過少計上をもたらした、「統計上のミス」とされたのである。この過少計上の二つの技術的要素は、警察官が被害届にある個別事件情報を犯罪統計原票に転化する際の、個人的で単純な不注意によるミスとして特徴づけられるものであろうか。

Ⅲ. 犯罪統計原票作成の心理的契機 —職業的義務感—

まず、包括一件の基準が適用される諸事件の空間的範囲の拡大解釈が、個人的で単純な不注意によるミスとして特徴づけられるかを考察しよう。仮にそうだとすると、犯罪統計の作成過程に原票の審査があることを考慮すると、個人的で単純な不注意によるミスが原票作成者と審査者で連続したとは考えにくい。そして、この拡大解釈が愛知県警察46署中8署で生じ、かつ時間的に継続して、それなりの規模を伴って発生している事実を考えあわせると、なおさらである。以上の事情から、包括一件の基準が適用される諸事件の空間的範囲の拡大解釈というミスには、個人的で単純な不注意によるという性質よりも、むしろ、普遍性があると言えよう。

4 捜査の端緒は次の事項からなる。「捜査の端緒の主なものとしては、刑事訴訟法に規定されているものとして、検視、告訴、告発、請求、自首、私人による現行犯人の引渡し、警察官職務執行法に規定されているものとして、職務質問（これに付随するものとして所持品検査がある。）、他の法律に定められているものとして、自動車検問、質屋・古物商への立ち入り、家庭裁判所からの通知、法律上の規定のないものとして、新聞・出版物の記事、他事件からの情報、風説、被害届、匿名の申告がある。」(石川・小野・山口編(2010) p.22)

5 こうした帰結には、統計の信頼性を規範的概念とする伝統的社会統計学派の理論的観点からは、犯罪統計における犯罪現象反映の信頼性の検討という問題を提起する性質がある。とはいえ、この見地から犯罪統計の信頼性を検討する作業は別の機会に譲る。

それでは、こうした普遍的なミスの原因は何に求められるだろうか。

認知件数の作成過程は業務統計であり、警察官の職務の一部として犯罪統計原票の作成が遂行される。そして、原票作成の怠業は報道されていない。これら二つの事情からは、常識的に考えると、警察官は職業的義務感を心理的契機として犯罪統計原票を作成していると言える。この常識的仮説に関して、妥当性を検討しよう。

警察官の業務において文書事務に割かれる労力は、外部の人間の想像以上に大きい。⁶ その業務の一部として、作成した犯罪統計原票を情報システムに入力する作業があるが、これも時間がかかるようである。⁷ 警察官が文書事務上の労働量に圧迫される中で、犯罪統計原票業務の遂行を忌避する心情は容易に生成されそうである。現に、警察庁は犯罪統計業務を含む犯罪情報系業務の課題について、次のような指摘をしている。「第一線において大量の情報を提供させているにもかかわらず、集約された情報の一部にしかアクセス権が付与されておらず、第一線における情報登録に対する意欲低下を招いている。」⁸ こうした心情的状況にもかかわらず、犯罪統計原票の作成に怠業が認められなかった事実から、警察官の真面目な職務遂行態度が見て取れる。とはいえ、この事実から直ちに、犯罪統計原票の作成に対して職業的義務感が主導的な心理的契機として機能している、と結論付けてよいだろうか。

一点検討すべき事項がある。それは、調査統計に該当する事項であるが、被調査者が報告負担に基づく忌避的感情を持つにもかかわらず、調査に応じる際の心理的契機として、統計の社会的な役立ちの理解が重要な位置を占めている、という論理である。⁹ これと同様の論理が、

6 高橋（2001）p.30には、犯罪多発地域を管轄する交番に勤務する若い警察官が「自宅に書類を持ち込んで休日を返上して処理しなければ、とても凌げない……」という実情が紹介されている。また、北芝（2010）pp.196～197には、当番勤務のある刑事の典型的な日課31時間半のうち、書類作成事務に最低6時間が割かれていることが示されている。

7 平成22年5月6日国家公安委員会定例会議事録にある中井委員長の発言「……警察でも警察庁と都道府警察との間のコンピュータによる情報交換がまだ十分でないとか、あるいは統計をデータベース化する際に入力に時間がかかるなど、せっかくの技術がうまく使われていないという問題もあるところ、……」

8 警察庁（2006）p.2。

9 業務統計ならぬ調査統計の作成においては、調査客体において調査に対する「報告負担」が伴うものであり、それは「……個人や世帯が調査客体である場合、『面倒』あるいは『プライバシー』といった心理的性格のものが中心に関わっている。一方、企業や事業所といった組織体が報告に対応する場合、『専ら報告のためだけの文書の維持管理』や『そのための人員の配置』が必要となる。その意味で、報告に伴う負担は、単に意識次元の問題にとどまらず、企業が負担すべき追加的コストといった現実的なものとなる。」（法政大学日本統計研究所（2000）p.i）このような報告負担が高じれば、調査拒否という事態に至る。統計調査に対する報告負担にもかかわらず、調査に応じる際の心理的な契機として、統計の社会的な役立ちの理解が重要な位置を占めている。このことは、「あらゆる調査で被調査者（申告者、回答者）の立場に立たされる成人層」に対して「国の統計調査にもっと協力が得られるようにするためには、次の中では、どれが最も効果的だと思いますか？」という質問に対して、「調査結果が政治や行政にどのように役立っているかを明らかにする」という回答が54%と過半数を占めていること（九州大学経済学部統計学研究室（1995）p.190。この状況は都市化とともに顕著となっていることが地域別集計により示されている。）、また、被調査者が企業レベルの場合でも、統計の社会的役立ちに疑義があってその調査への申告において報告負担感が強い「統計調査についても会社は、実際は統計調査の担当者なのであるが、そうは思っても、自分が統計の役立ち度合いについての実状を知らないだけで、実は国の施策などどこかで、統計調査は役に立つと思うから、あるいは会社の社会的責任の一環として調査票の記入に協力しなければならないと思いつつながら、報告しているのである。」（法政大学日本統計研究所前掲、pp.18～19）という実状に反映されている。

警察官の犯罪統計原票の作成に対する心理的契機として、職業的義務感の代わりに妥当しているのではないか、ということである。

調査統計に該当する上記の論理が、業務統計における犯罪統計原票の作成業務を推進する心理的契機として妥当性があるかについては、疑問がある。というのは、『警察官のための調査・統計入門』¹⁰という書籍の警察庁長官官房長の推薦文から、刑事業務の現場にある警察官の統計に対する理解の具体的状況を、次のように読み取ることができるからである。まず、推薦文を引用する。

社会情勢が複雑化するにつれて、各種の犯罪現象の現状分析や将来予測などの詳細なデータが警察の政策を決定する際にますます必要となってくる。警察官が調査、統計資料を作ったり読んだりする際にも、外部に調査を依頼する際にも、調査や統計に関する基本的な知識を身に付けておく必要性が高まっている。¹¹

政策決定のための統計利用は刑事業務の現場にある警察官の職務ではないから、この観点からの統計の社会的役立ちの理解というものは、犯罪統計原票を作成する第一線の警察官においては低いであろう。¹²また、統計に関する基本的知識を修得する必要性が書籍の刊行目的として述べられていることは、裏を返して言えば、統計的知識が警察官に普及していない状況の反映であろう。このような警察官における統計的知識状況は、彼らの統計の社会的役立ちに対する理解が低調な傾向を助長しよう。

以上の状況を考えると、警察官は統計の社会的な役立ちの理解を心理的契機として犯罪統計原票を作成している、という仮説の妥当性は低いと言える。そうになると、警察官が犯罪統計原票を作成する時の心理的契機は、もっぱら職業的義務感にあるという論理は高い妥当性を持つと言える。そうであるのならば、警察官が犯罪統計原票を作成する時の心理的契機が職業的義務感にあることと、報道された「統計上のミス」とはどのような関係があるのだろうか。そのことを考えるために、職業的義務感の職務倫理的な内容を吟味する必要がある。次節でその検討に移ろう。

IV. 職業的義務感、職務倫理、そして犯罪統計作成におけるモラルハザード

—統計の正確性を毀損する起因源としての性質が、捜査員としての職務倫理に伴う事態—

本節ではまず、刑事警察官の捜査上の推理方式と、包括一件という統計基準が適用される諸事件の空間的範囲の拡大解釈との間で、意識的な形式が符合することを見ていこう。冒頭の記

10 田村監修（1997）。

11 田村前掲 p.3。

12 このことは、民間企業における次の事情から類推される。本社と比較して国の統計を利用する機会が非常に少ない事業所では、「国の統計調査を役立つ」とする回答率が低くなり、そして、「良くわからない」という回答比率が高くなる傾向（法政大学日本統計研究所前掲、p.20の「第8表」と「第9表」）がある。こうした傾向は警察組織についても、刑事活動の「第一線」が実務現場であるという共通性を介して、妥当すると考えられる。

事では「統計上のミス」が窃盗事件と関連して報道されていたが、窃盗犯の捜査はまず手口捜査に始まる。¹³ 手口捜査は伝統的な捜査方法であり、犯人に特有な犯罪手口の類型性を手掛かりとして、被疑者を推定する方法である。その原理は次のように述べられている。

手口制度は、〔中略〕犯人は自己の習熟した方法による犯行を反復し、犯罪の方法にその犯人特有の類型を生ずるといふ犯罪心理学・犯罪社会学上の原理を犯罪捜査に応用したものであり、すでに判明している特定犯人の過去における犯罪手口の類型〔中略〕と、新たに発生した犯罪現場の痕跡から割り出された犯罪手口との両者を照合して、合致した場合には新犯罪の犯人が推定されるのである。¹⁴

手口捜査の成立がおのずから物語っているが、窃盗犯は常習者のケースが多い。¹⁵ その場合「生活の一部として泥棒がある」¹⁶ わけであり、その行動範囲が「自宅からせいぜい10キロメートル圏内」という事例もある。¹⁷

警察官における手口捜査の常用と窃盗犯の行動に関する経験的知識の蓄積は、連続的な類似手口の窃盗犯罪の発生を、たとえそれが数キロ離れたものであっても「同一犯の可能性が高い」と推理させる、手口捜査の手法的意識を形成しよう。¹⁸ この手法的意識上の推理形式と、愛知県警で運用されている犯罪件数決定基準を拡大解釈する意識の形式、すなわち、複数の犯罪を「同一犯の可能性が高いとして一件に計上できる」という基準が適用される空間的範囲を拡大解釈する意識の形式とは、符合している。それではなぜ、そうした意識的形式の符合が生じるのだろうか。

先に犯罪統計原票作成の心理的契機を職業的義務感であると分析した。その義務感において、「捜査課業はかくあるべし」、またそれとは別に、「統計課業はこうするべし」という職務倫理上の区別ができていのだろうか。それについては、刑事警察官において「統計課業はこうするべし」という職務倫理が育成される精神的条件は不十分だと思われる。というのは、前節で述べたように警察官の統計に対する意識は希薄であると考えられるからである。そうであるから、刑事警察官における職業的義務感においては「捜査課業はかくあるべし」という職務倫理が大勢を占めることになる。そして、その職務倫理は、刑事警察官の職務評価事情、すなわち、「捜査活動は、事件を検挙、解決して初めて評価の対象となる。それまでいかに艱

13 小川（2011）p.89, p.112。

14 土金（1963）p.55。なお、この論文では、「手口制度」と「統計的判断の原理」の方法論的な違いと証拠的な評価について、極めて興味深い対比がなされている。前者は個々の犯人に特有な類型的情報の照合により犯人を識別し、この手口の合致が証拠となりうるとする。対して後者は「個々の犯人の特性を捨象した一般的な類型を抽出し、その蓋然性を手がかりとして犯行の過程を推理し、犯人に到達する操作を能率的に遂行しようとするものである。……したがって…統計的判断の適用はそれ自体では証拠的価値が全くない……」（pp.55～56）

15 小川前掲 p.89。また、三沢（2009）など参照。

16 小川前掲 p.118。

17 三沢前掲 p.97。

18 こうした事情の妥当性は、捜査活動のノンフィクションにおける手口捜査の手法的意識の活用に関する叙述から読み取れる。たとえば小川前掲 p.171を参照のこと。

難辛苦を重ねようと、いかに巧緻を極めた捜査活動を展開しようと、犯人検挙という結果を出さなければほとんど評価を受けることはない。」¹⁹ という事情に規定されて、第一線の刑事警察官の意識レベルでは、捜査＝犯人を追いつめること²⁰ という内容を持つことになるだろう。

さて、犯罪統計原票作成の心理的契機である職業的義務感が上記の倫理的内容であるなら、警察官においては、「捜査課業はかくあるべし」という職務倫理が心理的原因となって、手口捜査の手法の意識が犯罪統計原票の作成においても継続して、たとえ数キロ離れた事件であっても「同一犯の可能性が高い」と意識して犯罪統計原票の作成にあたることは不自然ではない。そして、こうした意識的状况が支配的になる時、包括一件基準の拡大解釈による「統計上のミス」の発生につながる。

以上の事情を、作成される統計の側からとらえ直すならば次のように言い換えられる。犯罪統計原票が刑事警察官により作成される時、彼の統計業務遂行の心理的契機である職業的義務感が捜査員としての職務倫理で占められているため、統計上の包括一件の基準を適用する時の意識が手口捜査の手法の意識にある推理方式に引き付けられて、包括一件の基準が適用される諸事件の空間的範囲の拡大解釈がもたらされかねない。こうした状況は、警察官の捜査員としての職務倫理に刑法犯認知件数の正確性を毀損する起因源として機能する性質が伴うことを示している。このような職務倫理上の事態を、本論文では認知件数の作成におけるモラルハザードと呼ぶことにする。このモラルハザードが統計業務遂行時に支配的な意識的状况となると、**「統計上のミス」**が誘発される。

V. モラルハザードと犯罪統計原票の審査

「統計上のミス」に対して、何らかの対策を取ることが要請される。これに関してはⅡ節でふれたように、「細則」は審査をはじめとする必要な措置を規定している。条文を引用する。

第8条 警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長等」という。）は、原票の作成数及びその内容に誤りがないようにするため、警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部等」という。）及び警察署における当該事件の主管課（係）及び犯罪統計主管課（係）による審査その他必要な措置を講じなければならない。

19 渡邊（1997）p.218。

20 土刑事活動のルポルタージュで刑事の職業意識が次のように紹介されている。

いかに犯人を追いつめるか。

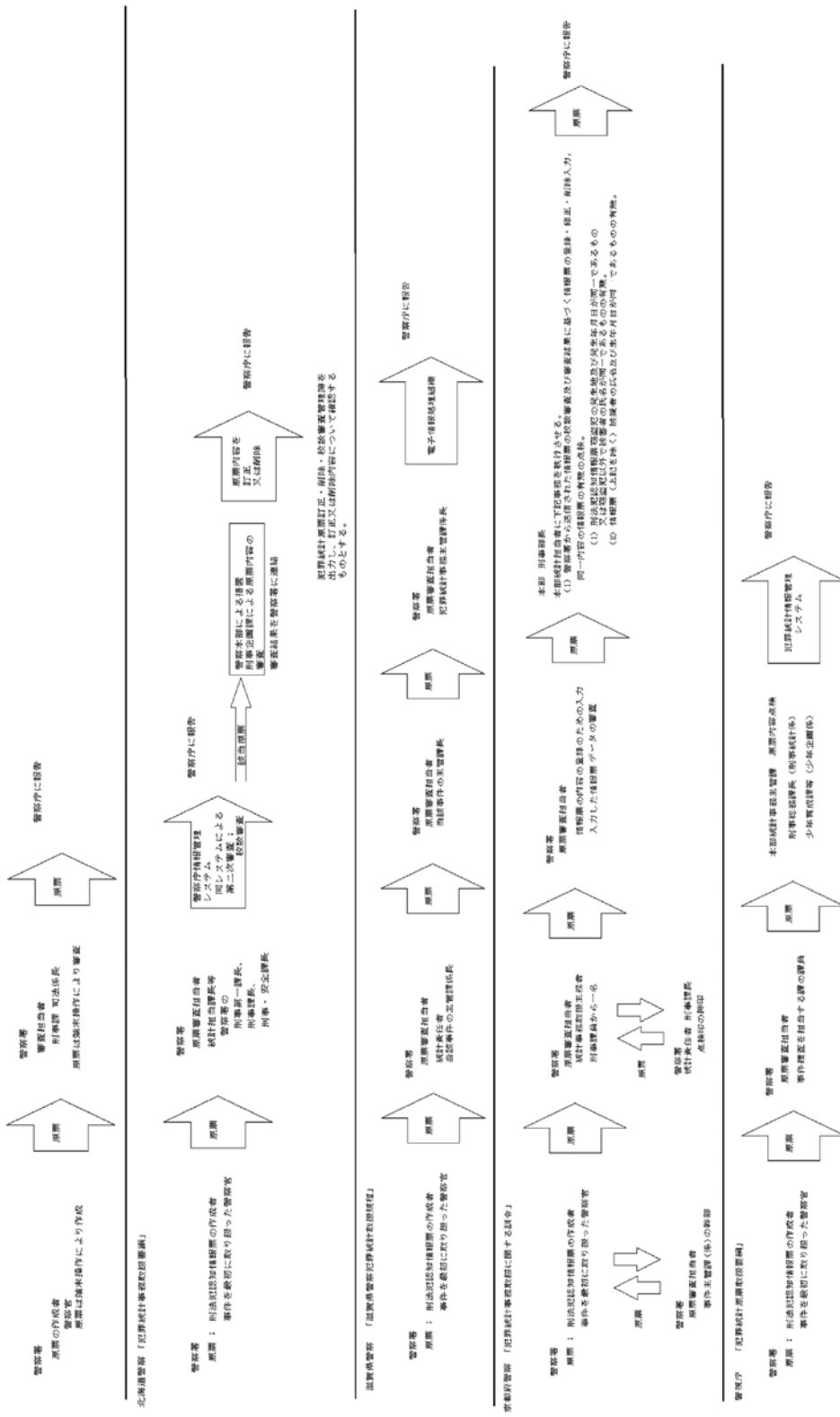
人情刑事・酒井は自らの警察人生をその一点に賭けてきた。手がかりが全くなく、無駄とも思える捜査を重ねるしかなかったこともあった。ひとかけらの可能性に賭けて。徒労に終わったことも何度あったことか。すべてが裏目裏目に出て、前途に希望が見えなくなり、ため息を漏らしたことも一度や二度ではない。

それでもあきらめることは許されない。たとえ無駄かもしれないと思っても、何度も何度も挑戦する。失敗してもなお、次の手はないかと煩悶する。犯人を追いつめるとは、捜査とは、そういうことなのだ。

（三沢（2010）pp.11~12.）

図1 刑法犯認知に関する犯罪統計原票の審査

大規模警察 「大規模警察犯罪統計調査高度化策」



(項目に示されている、各都道府県警察の統計事務要領に関する文書より著者が作成。)

表1 刑法犯認知情報票の審査方式

枚数 審査を 除く	審査 1 回型	警察署 統計事務主管課 係長型		大阪府警察	
		警察署 統計事務主管課 課長型		北海道警察	
	審査 2 回 以上 型	署 内 完 結 型	署内完結 事件主管・統計主管型		滋賀県警察
			署内完結 統計主管・事件主管型		京都府警察
		署・ 本 部 連 結 型	警視庁		

(図1より著者が作成)

都道府県警察の間で、原票の審査方式には図1に示すようにバリエーションがある。これらの審査方式に対して表1により、警察署の警察官が刑法犯認知情報票を作成したケースについて、類型化を試みよう。まず、後述する枚数審査を除いて、審査が1回の型と、2回以上の型に分けられる。審査1回型に該当するのが、大阪府警察と北海道警察である。大阪では警察署内で統計事務を主管する刑事課の司法係長が、また北海道では署内の統計事務を主管する刑事課の課長が統計担当課長として審査を担当する。それぞれを、警察署統計事務主管課係長型、警察署統計事務主管課課長型と呼ぶことにする。審査2回以上型の場合は更に、審査が署内で完結するか、署と本部で連結して実施されるかの違いで類型化される。前者を署内完結型、後者を署・本部連結型と呼ぼう。署内完結型は滋賀県警察と京都府警察である。いずれも、事件主管課と統計事務主管課の両者の審査を経る点で共通する。ただ、滋賀県警では事件主管課での審査が係長と課長のそれぞれにより2回あり、引き続き統計事務主管課の審査は担当係長による1回だけである。対照的に、京都府警察では事件主管課の審査が幹部により1回なされ、統計事務主管課では課員と課長のそれぞれにより2回なされる。滋賀の型を署内完結事件主管・統計主管型、京都の型を署内完結統計主管・事件主管型と呼ぼう。最後に署・本部連結型は警視庁であり、1回目の審査は署の事件主管課課員により、2回目は本部の統計事務主管課長により実施される。

ところで、原票の枚数審査は、犯罪統計の報告系統の情報伝達インフラである電子計算組織に内蔵された機能である。京都府の訓令には、枚数審査の結果により、窃盗犯に関して発生地と発生年月日が同一である刑法犯認知情報票、あるいは、窃盗犯以外で被害者の氏名が同一である認知情報票を点検の対象として同一内容のものが無いことを確認することになっている(第8条)。要するに、報告系統の電子計算組織に内蔵された審査機能により、認知件数の過大

計上をもたらしかねない犯罪統計原票の重複作成の疑いがあるケースが検出され、点検により認知件数の過大計上が防止されるということである。このシステムは全国共通なので、愛知県警察においても、原票の重複作成という誤りに対するシステム上の対策が機能するということが、認知件数の過大計上はそもそも問題とされないのであろう。

さて、表1のそれぞれの型について原票審査とモラルハザードとの関係を見ていくことにしよう。

まず、審査1回型の警察署統計事務主管課係長型についてみる。大阪府警の場合、主管課は刑事課で担当係は司法係である。これだけを見ると、司法係長は内勤で統計事務に精通していて、統計業務上の意識もモラルハザードが支配的にならず、原票作成段階で発生した「統計上のミス」の審査機能を十全に発揮しそうに思われる。しかし、実際には、刑事課内のこの種の係員が内勤で事務処理専従というわけではない。この種の係員は大規模事件あるいは緊急事件の際、人手不足のため捜査業務に動員されることがある。²¹こうした職務事情を考慮すると、統計事務主管課係長といえども、原票、とりわけ同一の課である刑事課内で作成された原票の審査にあたって、モラルハザードが支配的となる状況が根絶されているわけではない。

それでは、審査1回型の警察署統計事務主管課課長型についてはどうであろうか。刑事課長は統計事務主管課課長であると同時に捜査運営の責任者²²である。その職務について次のような規範的叙述がある。

刑事課長は、事件検挙に向け捜査員とともに一丸となって渾身の努力を傾注しなければならないが、同時に、時として捜査員にブレーキをかける冷静沈着な判断を行うこともその重要な役割の一つである。²³

引用文後半の叙述に「重要な」という形容詞による強調表現がなされていることから、その教育的背景として、「重要な役割」の達成が十分ではないという現実を垣間見ることができると。そのため、刑事課長が警察署内の幹部である²⁴とはいえども、人によってはまさに「事件検挙に向け捜査員とともに一丸となって渾身の努力を傾注」する結果、とりわけ自課内で作成された原票の審査の際に、モラルハザードが支配的状況となり、「統計上のミス」を見逃す可能性を否定することはできない。

さて、ここからは審査2回型を見ていく。まず、署内完結型について、第一次審査を行う事件主管課員が刑事課の係長又は課長である場合、審査1回型で指摘したのと同様にしてモラルハザードが支配的状況になる可能性を否定することはできない。引き続き第二次審査を行う統計主管課は刑事課であるから、やはり同じことが言える。

最後に署・本部連結型だが、第一次審査については、署内完結型と同様のことが言える。し

21 WEB上のブログ『日本警察公論』2006年8月14日付記事「所轄署の刑事課」参照。
(URL: <http://policecenter-blog.269g.net/article/2693379.html>。2013年2月6日アクセス。)

22 渡邊前掲 p.214。

23 渡邊前掲 pp.218~219。

24 高橋前掲 p.147。

かし、第二次審査については全く事情が異なる。なぜなら、審査にあたる本部の刑事総務課長は、警察署の捜査運営の責任者ではないので、署の刑事課長のようなモラルハザードが支配的状況となることは考えられないからである。そのため、署・本部連結型は統計の正確性という観点からすると、犯罪統計原票を審査するための組織的技術的あり方として理想的である。

むすびにかえて

本論文は、考察対象として取り上げた愛知県警察における刑法犯認知件数に関する犯罪統計原票の審査過程とモラルハザードとの関係の分析に至らぬ点で、一貫性を欠いている。これについては、愛知県警察の犯罪統計事務要領に関する文書を手に入れ、今回の分析を踏まえて、改めて考察したい。

いずれにしても、愛知県警察46署中8署で「統計上のミス」があったことは、本論文で述べたモラルハザードの支配的状況化による「統計上のミス」がそれなりにチェックされているとはいえ、チェック機能を完全にするためになお一層の対策が必要なことを物語っている。理論的には警視庁が採用する署・本部連結型の審査が理想的とはいえ、これは、現実的には特殊なケースであると思われる。その根拠は二つある。いわゆる「大規模警察本部」に分類される大阪府警察と京都府警察²⁵では、それぞれ刑事部刑事総務課と刑事部刑事企画課が犯罪統計事務を分掌しているが、これらの課は図1にあるようにせいぜい枚数審査の結果にかかわるに過ぎない。第二の根拠は、警視庁の圧倒的な人的規模である。警視庁には全国全警察官の6分の1近くを占める約4万3千人の警察官が勤務する。²⁶こうした人的事情が本部の統計主管課での審査を可能にする決定的な条件だと考えられる。以上の事情を考慮すると、やはり「大規模警察本部」に分類される愛知県警察²⁷についても、大阪や京都と同様に、署・本部連結型審査の採用は困難に思われる。もしそれが可能であるのなら、愛知県警察の犯罪統計主管課である刑事総務課は報道記事にあるような事後的指導ではなく、原票の審査時に現時的な指導を実施していたであろう。警視庁なみの署・本部連結型審査が不可能であるならば、一つの方策として、犯罪統計事務についていわゆる警察教養を強化することが考えられてこよう。

最後に本論文の考察が業務統計論と警察統計論において占める理論的位置を示して、今後の業務統計・警察統計論展開のための道標とすることにしよう。

論点は二つあり、一つ目は本論文で考察したモラルハザードが警察の犯罪統計以外の他の業務統計においても発生しうる性質か、ということである。二つ目は、このモラルハザードが、警察統計の正確性の毀損要因としては、警察官の統計業務遂行時における「意図せざるミス」の性質であったのだが、他方、警察官が意図をもって統計の正確性の毀損した行為の考察はどうなるのか、ということである。

一つ目の論点については、論理的には、他の業務統計においても、行政官の統計業務以外のいわば本流の業務で抱かれる職務倫理に対して、業務統計作成のための統計基準に独自性があ

25 桜田門研究会 (2012) p.52。

26 桜田門研究会前掲 p.48。

27 桜田門研究会前掲 p.52。

る場合に、本論文で考察した問題が生じる可能性があると言えよう。とはいえ、著者の浅学ゆえ、そうした事例をいまだ把握していない。今後は、ここで指摘した論理的可能性を実証的見地から検討して、業務統計一般に関する正確性についての議論を深めることが理論的課題となる。

二つ目の論点については、業務統計の正確性の問題として、当然統計学の考察対象となる。とはいえ、この論点に関する報道資料を見ると、警察官が統計の正確性を毀損する意図は、警察組織の社会的評価の改善²⁸、あるいは組織内部での部署²⁹または個人の評価の向上³⁰というところにあることから、警察組織の社会的あり方や人事制度といった組織論の見地からの考察も求められてくるものと思われる。従って、統計学と組織論との学際的研究が必要となろうが、著者は現時点でそれだけの研究能力を持ち合わせていないため、本論文はこの論点についての考察を行えなかった。とはいえ、この論点に関する本論文の貢献があるとすれば、それは、犯罪統計作成における「意図せざるミス」による正確性の毀損と、何らかの意図の下でなされる正確性の毀損とは、要因の性質が全く異なるため、類別して分析することが必要であることを、おのずから示すことができたことにあると思われる。今後は、組織論の見地からの考察を加味して、何らかの意図の下でなされた正確性の毀損に関する分析を展開することも課題となろう。

参考文献

1. 石川正興・小野正博・山口昭夫編（2010）『確認 刑事政策・犯罪学用語250WORDS 第2版』成文堂。
2. 小川泰平（2011）『現場刑事の掟』イーストプレス。
3. 警察庁（2006）『警察総合捜査情報システムの業務・システムの見直し方針』。
4. 北芝健（2010）『日本の警察・犯罪捜査のオモテとウラ』永岡書店。
5. 九州大学経済学部統計学研究室（1995）『統計環境の実態にかんする調査報告（1994年）』（文部省 科研・総合（A）研究代表者 濱砂敬郎）
6. 平成22年5月6日国家公安委員会定例会議議事録。
7. 小松原明哲（2008）『ヒューマンエラー 第2版』丸善出版。
8. 桜田門研究会（2012）『警察官たちの24時』洋泉社。
9. 高橋昌規（2001）『警察署長の憂鬱』ごま書房。
10. 田村雅幸監修（1997）『警察官のための調査・統計入門』立花書房。
11. 土金賢三（1963）「合理捜査論」『警察研究』第34巻第4号。
12. 法制執務用語研究会（2012）『条文の読み方』有斐閣。
13. 法政大学日本統計研究所（2000）『統計研究参考資料 No.68 統計調査等の報告者の報告

28 産経新聞2013年6月25日付記事「犯罪統計改竄 “好成績” で治安がいいように見せかける…偽りの体感治安」

29 スポニチアネックス2013年11月19日付記事「大阪府警黒山署で自転車盗難過少計上 実績見せかけの可能性」

30 朝日新聞デジタル2012年8月18日夕刊付記事「刑事課長、検挙数水増し 捜査書類偽造の疑い 新潟県警・三条署」

負担問題』。

14. 三沢明彦（2009）「刑事の視点—伝説の刑事の事件簿—第20回 組織捜査の時代」, 『捜査研究』 No.702。
15. 三沢明彦（2010）「刑事の視点—伝説の刑事の事件簿—第21回 現場に帰れ」, 『捜査研究』 No.703。
16. 渡邊晃（1997）「警察署刑事課長論」, 警察大学校編『警察署長論・警察署各課長論』立花書房。
17. WEB上のブログ『日本警察公論』2006年8月14日付記事「所轄署の刑事課」参照。
(URL: <http://policecenter-blog.269g.net/article/2693379.html>。2013年2月6日アクセス。)

原稿受領日：平成25年10月2日；Received 2 October 2013

掲載受理日：平成25年11月12日；Accepted 12 November 2013